

生野区ふれあい事業等助成金に関する要綱

1. 目的

生野区には、子どもから高齢者まで、誰もが安心して安全にくらすための福祉のまちづくりを目指す活動をおこなっている団体、NPO、ボランティアグループ等が多くあり、それぞれがゆるやかな連携をとりつつ、先駆的・開拓的に生野区の地域福祉を推進している。

当協議会では、それらの団体、NPO、ボランティアグループ等が、さらに広く区民に向けて地域福祉の推進、発展、啓発が期待される事業を行えるよう、積極的に助言を行い、福祉活動並びに地域福祉の増進を目指す事業に対し助成金を交付する。

この事業は、赤い羽根共同募金の配分金を地域福祉推進のため効果的に執行することも目的とする。

2. 実施主体

社会福祉法人 大阪市生野区社会福祉協議会

3. 交付対象

- ・ 生野区内で福祉ボランティア活動を行っているグループ
- ・ 法人格を有しないが、社会福祉活動に実績ある団体
- ・ 社会福祉法人、NPO 法人などの法人格を有する団体

4. 交付対象事業及び金額

広く区民に開かれている、次の事業を対象とする。

	交付対象事業	助成金額
ふれあい事業	(1) 障がい者ふれあい事業 障がい者の自立支援・社会参加促進事業	上限5万円
	(2) 福祉NPO講習会 福祉NPO等による研修会・講習会	
	(3) その他生野区の地域福祉の推進、発展、啓発が期待される事業	

(※総額=130万円)

ただし、通常の電話代や家賃などの運営経費、飲食費、人件費は助成対象外。

6. 申込方法

- (1) 申請書に該当する事業計画書・予算書を添付して区社協に提出する。(窓口への持参のみ受付、郵送は不可。)
- (2) 団体からの申請を受けて、共同募金運営委員会にて審査のうえ交付決定する。
- (3) 交付決定後、申請団体名義の指定口座へ助成金を振込む。

6. 周知方法及び時期

区社協広報紙「ふれあい生野」に掲載。前年度交付団体、ボランティアセンター登録団体へは別途郵送で通知する。

7. その他

- (1) 補助金交付対象の事業が行われなかった場合、あるいは年度内に実施が困難となった場合は、速やかに区社協に申し出のうえ、返還を求める。
- (2) この事業は、共同募金の配分金により行われているので、助成を受けた団体には、10月1日からの街頭募金や募金箱設置協力を求める。

平成29年7月29日(土)締め切り

この事業は、共同募金の配分金により行います。